

	質問	回答																																											
1	「全国旅行支援事業」とは何ですか。	<p>「全国を対象とした観光需要喚起策」のことです。                  国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として補助対象事業者である都道府県に国の財政支援をし、都道府県が実施する事業です。</p>																																											
2	ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド（全国旅行支援）の実施期間はいつからいつまでですか（3月15日変更）	<p>【事業期間】                  ◆宿泊サービスおよび宿泊を伴う旅行商品                  2023年1月10日（火）宿泊 ～ 2023年6月30日（金）宿泊（2023年7月1日（土）チェックアウト）                  [事業期間外：2023年4月29日（土）宿泊 ～ 2023年5月7日（日）宿泊（2023年5月8日（月）チェックアウト）]                  ◆日帰り旅行商品・デユースサービス                  2023年1月10日（火） ～ 2023年6月30日（金）                  [事業期間外：2023年4月29日（土） ～ 2023年5月7日（日）]</p> <p>※事業期間内であっても予算がなくなり次第、新規予約の受付を停止します。                  ※お申しいただく旅行会社・宿泊施設によっては新規予約を停止している場合があります。</p>																																											
3	具体的にはどのような事業ですか。（2月9日更新）	<p>旅行代金・宿泊料金の割引に対する支援と県内で利用できる地域限定クーポン（ひょうご旅クーポン）の配付支援の2つからなる事業です。</p> <table border="1" data-bbox="667 853 1302 1030"> <tr> <td>支援率</td> <td colspan="2">20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支援金上限 (1人1泊あたり)</td> <td>交通付き旅行</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)</td> <td>平日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>※最低販売価格平日3,000円・休日2,000円                  ※デユースはひょうご旅クーポン配付無し</p> <p>※支援金が販売代金を上回る金額を最低販売価格といいます。具体的には平日3,000円、休日2,000円になります。最低販売価格を下回る宿泊・旅行商品等は支援対象外になります。                  ※日帰り旅行における休日は土曜日、日曜日、又は祝日です。平日とは休日以外です。（交通のつかない宿泊施設のデユースプランはひょうご旅クーポンの配付はございません。                  ※宿泊・宿泊を伴う旅行商品における休日とは宿泊日とその翌日が両日も土曜日、日曜日、又は祝日である場合です。平日とは休日以外です。</p> <table border="1" data-bbox="684 1357 1259 1505"> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水 (祝)</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> </table>	支援率	20%		支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付き旅行	5,000円	その他	3,000円	ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円	休日	1,000円		金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土	宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
支援率	20%																																												
支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付き旅行	5,000円																																											
	その他	3,000円																																											
ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円																																											
	休日	1,000円																																											
	金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土																																				
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日																																				
日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日																																				
4	誰が支援を利用できますか	<p>外国人を含め日本在住者です。 ※身分証明書原本で本人と居住地の確認をします。                  ※海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。</p>																																											
5	ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドのコールセンターの電話番号（2月9日更新）	<p>ひょうごを旅しようキャンペーン事務局（全国旅行支援兵庫県事務局）です。                  TEL078-599-7752  <b>なお、ひょうご旅クーポンに関するお問い合わせはTEL0570-077-654までお願いします。</b></p>																																											
6	全国旅行支援は、GoToトラベルや県民割とは異なる事業なのですか。	<p>全国旅行支援は、GoToトラベル事業、県民割事業とは別事業と国から発表されています。                  国からの発表を一部抜粋しますと、次の通りです。                  『国の支援事業として、全国から旅行者を受け入れる都道府県を対象とし、支援水準を全国一律とすることに加え、新たな支援メニューを用意するものです。従来のいわゆる県民割を全国に拡大するものではなく、全国を対象とした新たな需要喚起策になります。』</p>																																											
7	ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドの対象となる旅行商品、宿泊サービスの購入方法は？（12月22日更新）	<p>「ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド」「全国旅行支援」の明示のあるものを                  ①全国旅行支援事業参画の全国の旅行代理店・OTA（ネット専門旅行会社）で予約・購入した商品                  ②ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドに参画の宿泊施設の直接予約した宿泊サービス                  ※利用代金が平日3,000円、休日2,000円未満の場合は対象外です。</p>																																											

8	旅行期間の一部に、本事業の対象外期間が含まれている場合は支援の対象になりますか。 (3月31日更新)	都道府県をまたがる旅行の期間中に他都道府県の実定対象期間外が含まれている場合は、県内旅行部分の旅行代金が明確な場合、その金額を基準とした支援の対象となります。また県内旅行の期間中に県の実定対象期間外が含まれている場合も同様に対象期間内の旅行代金が明確な場合、その金額を基準とした支援の対象となります。旅行会社にお申し込みの場合は、別途条件が異なる場合があります。
9	6月30日(金)宿泊(7月1日(土)チェックアウト)までであった場合、7月1日チェックアウト後に提供される復路の交通サービスは支援の対象となりますか。 (3月15日追加)	ひとつの旅行として行程に含まれる場合、7月1日(土)23:59までに提供が完了する旅行サービスについては、支援対象とすることができます。
10	既存予約は支援の対象ですか。 (3月31日更新)	<b>令和5年3月21日以降に新規予約されたものに限りです。</b> ※ なお、受注型企画旅行については、確定書面の交付日が令和5年3月21日以降であって、旅行の実施日が令和5年6月30日(金)まで(令和5年4月29日(土)～令和5年5月7日(日)のご宿泊・旅行実施分を除く)であれば支援対象となる場合がございます。詳しくは旅行会社にお問い合わせください。
11	本人・居住地確認は必要ですか。	本人・居住地確認が必ず必要になります。 宿泊旅行またはデユース利用の場合、利用日当日のチェックイン時に本人確認・居住地確認書類(原本)の提示をいただきます。 日帰り旅行の場合、添乗員または旅行事業者が定める係員等により旅行当日の集合時から出発までに本人・居住地確認書類の提示をいただきます。
12	本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	本人・居住地が確認できる下記の公的身分証明書(原本)を提示をしていただきます。 ・健康保険証(後期高齢含む)または介護保険証 ・運転免許証または運転経歴証明書 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・身体(精神)障がい者手帳または療育手帳 ・年金手帳または年金証書 ・旅券(パスポート)で所持人記入欄あるもの(2020年1月発行以前のもの) ・住民票の写し ※公共料金の請求書等は、確認できる書類にあたりません。
13	日本在住の外国人の場合、の本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	外国人における本人・居住地確認のための書類は次のとおりです。 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限りです。) 在留管理制度の対象とならない次に該当する方は、次の書類にて確認を行います。 【在日米軍(軍の構成員)】 ・軍発行の身分証明書 【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)】 ・アメリカ政府発給のパスポート 【外交官】 ・外交旅券または公用旅券 ・駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等
14	宿泊・旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすればいいですか。	支援の対象となりません。 利用申込記録と本人確認書類の氏名は同一である必要があります。
15	利用者が当日、本人・居住地・ワクチン予防接種済証明等の確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。(5月8日更新)	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
16	利用要件であるワクチン接種やPCR検査等の詳細を教えてください。(5月8日更新)	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
17	割引支援を受けるために必要なワクチン接種3回完了済の証明書とはどのようなものですか。(5月8日更新)	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。

18	海外で3回ワクチン接種を受けて日本に帰国しました。同様の支援を受けることができますか？（5月8日更新）	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
19	PCR検査・抗原定量検査の場合、支援を受けることができますか。（5月8日更新）	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
20	抗原定性検査の場合、支援を受けることができますか。（5月8日更新）	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
21	申込時にワクチン接種証明書等が無ければ受付、予約できませんか。（5月8日更新）	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
22	県をまたぐ旅行や異なる施設の宿泊の場合それぞれに有効な陰性結果通知書を提示する必要がありますか。（5月8日更新）	※ 5月8日以降、ワクチン接種証明及び陰性証明の確認は不要となりました。
23	支援金算出の基となる宿泊・旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格になります。
24	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	含めることが出来ます。
25	同一人が複数回利用することは可能ですか。	複数回利用しても構いません。
26	連泊は支援の対象ですか。（3月31日更新）	一度の旅行・宿泊での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設を問わず7泊までが支援対象となります。なお、7泊＋7泊と連続した日付で、別々の予約であっても、実質的に連続性がある場合は、7泊分までが上限となり、8泊目以降は対象外となります。
27	支援金の対象外となる場合の対応について教えてください。	宿泊・旅行事業者は利用者から支援金を返還いただく必要があるため、当該旅行者に対し、支援相当額をお支払いいただくよう求めています。ひょうご旅クーポンを宿泊・旅行事業者にて事前に配付した場合は、当該事業者から利用者へひょうご旅クーポン返還を求めます。
28	会社の親睦旅行や研修旅行は支援の対象ですか。	支援の対象です。
29	会社の出張の宿泊は支援の対象ですか。（3月31日更新）	支援の対象です。 ただし、教職員等引率者が公費を利用し、出張している場合は支援の対象外です。
30	修学旅行等は支援の対象ですか。（3月15日更新）	支援の対象です。 ただし、教職員等引率者が公費を利用している場合は支援の対象外です。 ※学校等には保育所、認定こども園、児童福祉法における児童福祉施設も含まれます。
31	子供や無料の乳幼児は対象となるのでしょうか。また、支援金はどのように計算すればいいですか。（1月5日更新）	子供や無料の幼児も1名としてカウントして算出します。 （計算例） 宿泊・旅行代金：100,000円（大人1人1泊 25,000円、乳幼児 0円）2泊3日の宿泊・旅行商品を 大人2人、乳幼児1人の旅行0円の乳幼児を含めて3名で計算する。上限額：3,000円×2泊×3名＝18,000円 この場合、支援金の計算は100,000×20%＝20,000円のため、支援金は上限額の18,000円が適用されます。
32	大人と子供の旅行代金が異なる場合、支援金はどのように計算すればいいですか。（1月5日更新）	次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる利用者も合算し、総額の旅行代金として算出します。 （計算例） 旅行代金：40,000円（大人1人 30,000円、子供1人 10,000円）1泊2日 往復新幹線付 大人・子供含め2名で計算する。上限額：5,000円×1泊×2名＝10,000円 ○ 40,000円×20%＝8,000円のため、支援金は左記の20%である8,000円が適用されます。

33	自身で手配した宿泊予約と、旅行会社で申し込む旅行商品とを合わせて支援金申請することはできますか。(1月5日更新)	旅行者が自身で手配した宿泊予約を申請することはできません。 支援金申請は旅行会社・宿泊施設毎に行うため、合算して申請することはできません。 (例) 旅行者が宿泊施設直販の宿泊(1泊)をウェブ予約、旅行会社で宿泊(1泊)+交通付の旅行商品を申込み合わせて2泊3日の「宿泊を伴う旅行商品(交通付)」として申請することは出来ません。 上記の場合、宿泊単品(上限3,000円)は宿泊事業者よりの申請、宿泊+交通付(上限5,000円)は旅行会社よりの申請になります。
34	都合により途中離団した場合、支援金の申請はどのようなのですか。	予約があり宿泊・旅行代金が支払われていても、実際には参加・宿泊せず権利放棄された宿泊・旅行に関しては、支援の対象外です。 権利放棄をするなど宿泊・旅行の全行程を参加していない場合も、支援の対象外です。
35	換金性の高いものとは、どのようなものですか。	一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、または払い戻しができるような商品や金券類のことです。このような商品や金券類は支援の対象となる商品に含めることは出来ません。 (例、QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等) ただし、一部金券類は例外として当該支援金対象宿泊・旅行商品に含めることができる場合がございます。
36	コンパニオンサービスを含む旅行は支援の対象となるのですか。(1月5日・3月15日更新)	旅行会社・宿泊施設においてコンパニオンサービス分の料金を切り分けることが可能であればコンパニオンサービスを除いた部分の代金については支援の対象になります。詳しくは参画事業者にお問い合わせください。
37	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も、支援の対象となるのですか。	支援の対象外です。 商品に事前に含まれている物品・サービスが支援の対象となります。 (例) 1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞滞時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代金を含めた宿泊料金は支援の対象です。 ×現地で追加した夕食代金は支援対象外です。 なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、支援金対象となるか否かの考え方は同一となります。
38	個人で手配した旅行サービスは、支援の対象となるのですか。	支援の対象外です。 事前に参画事業者へ予約・支払いした商品に含まれているものが支援の対象となります。 (例) × 旅行目的でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○ 事前に旅行会社へ予約・支払いした商品に含まれたタクシー観光
39	自家用車で往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含むことは出来ません。
40	カラオケの利用を含んだ宿泊・旅行商品は支援の対象になりますか。	支援の対象となります。
41	「交通付」の定義を教えてください。	「交通付」とは場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス(日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス)を指します。そのため、高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。 ※距離・乗車時間など細かな取り決めがございますのでお申込・最寄りの旅行会社にお問い合わせください。
42	「日帰り旅行」とはどのようなものですか (5月8日更新)	旅行会社を通して予約をした交通付きの旅行商品になります。加えて利用日当日に本人、居住地を旅行会社の添乗員、又は係員が確認できる商品に限ります。
43	ハイキング目的の日帰り旅行など、旅行目的地に有料観光施設がない場合も支援の対象にならないのですか。 (3月31日更新)	支援の対象にはなりません。 無料観光は、旅行目的地での消費が限定的であるためです。
44	小学校の遠足は、日帰り旅行商品の支援対象となりますか。	日帰り旅行の要件を満たしていれば対象となります。 入場無料の施設である場合は対象外となりますが、通常(個人利用の場合)は料金が発生するものの、教育旅行団体による申請に限り入場料が無料となる料金体系をとる入場施設等の場合は、例外とし認められます。
45	1泊2日で宿泊旅行をして、2日目に旅行先から別の日帰り旅行を申し込み場合、支援の対象となりますか。	支援の対象/対象外となる例は以下の通りです。 (例) ①東京都内で1泊、新たな申込として2日目に新宿駅から栃木県小山市への日帰りいちご狩りバスツアーを予約し参加 ⇒異なる二つの旅行となり、宿泊旅行として代金の20%・上限3,000円+日帰り旅行として代金の20%・上限3,000円が適用となります。(異なる事業者への申込み) ②東京都内で1泊、2日目に新宿駅から栃木県小山市への日帰りいちご狩りバスツアーをオプションツアーとして同じ旅行事業者と一緒に申込み一つの日程として参加した場合、日帰り旅行としては対象になりません。 ⇒宿泊と栃木県小山市へのバス旅行が一つの旅行(バスの利用50km以上あり、貸し切りバスの場合でも2時間を超えている)とみなし、交通付きの1泊旅行として総額の20%・上限5,000円が適用となります。

46	「往復の鉄道乗車券+索道(リフト)乗車券」などのセット商品は支援対象になるのですか。	支援の対象です。 索道は運送サービスと定義されますが、旅行商品の実態として観光素材とされているため、例外的に「現地アクティビティ」の対象になります。そのため、往復の鉄道乗車券(A群)+索道(B群)として日帰り旅行商品の要素を満たしているため、支援の対象です。						
47	宿泊施設直接のデユースプランが支援対象と聞いたのですが、具体的な条件はどのようなものですか。	宿泊施設直接の予約であり、客室を利用することに加えて食事やアクティビティをプラスした3時間以上滞在するデユースプランが支援対象です。尚、又ひょうご旅クーポンの配付はございません。						
48	ひょうご旅クーポン配布事業の具体的な内容を教えてください。(2月9日更新)	<p>全国旅行支援事業の支援金適用を受ける国内旅行者に対し、宿泊施設・旅行会社(日帰り旅行のみ)にて県内の店舗で使用可能なクーポン券を配付します。なお、スマートフォンをお持ちでない場合を除き、電子クーポンとしてのご利用になります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">ひょうご旅クーポン (一人1泊あたり)</td> <td style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">休日</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </table> <p>※デユースはひょうご旅クーポン配付無し</p>	ひょうご旅クーポン (一人1泊あたり)	平日	2,000円		休日	1,000円
ひょうご旅クーポン (一人1泊あたり)	平日	2,000円						
	休日	1,000円						
49	ひょうご旅クーポンをお渡しする枚数の基準は。	<p>旅行・宿泊代金支援を受けた旅行が対象となり、進呈額は旅行金額に関わらず、1日あたり平日2,000円(1,000円×2枚)・休日1,000円(1,000円×1枚)となります。</p> <p>平日・休日の定義は下記の通りです。</p> <p>①宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜・日曜・祝日)の場合には、その宿泊は「休日」として取扱い、それ以外を「平日」として取扱います。</p> <p>②日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として取扱い、それ以外を「平日」として取扱います。</p>						
50	ひょうご旅クーポンは何処で配付されますか。	基本的には宿泊・宿泊を伴う旅行の場合は宿泊施設においてチェックイン時に配付されます。日帰り旅行は予約した旅行事業者から当日の配付となります。デユースサービスは配付支援が行われません。						
51	ひょうご旅クーポンは使用期限はいつからいつまででしょうか。(3月15日・3月31日更新)	チェックイン日又は旅行実施日から8日間有効となります。連泊の場合も同様です。						
52	ひょうご旅クーポンは何処で利用できますか。	ひょうご旅クーポンは県内で利用可能な店舗等が定められています。公式ホームページの取扱店舗一覧、又はひょうご旅クーポンのQRコードからご覧いただくことが出来ます。 ※性風俗関連特殊営業、接待飲食営業等、麻雀屋、パチンコ屋における遊技等での利用はできません。						
53	お釣りは出ますか。	電子クーポンとして利用の場合は1,000円未満のご利用は可能です。紙利用の場合は1,000円未満のご利用はできません。1枚につき1,000円以上(税込)でご利用ください。						
54	購入金額1,000円未満のお買い物にひょうご旅クーポンは利用できますか？(3月31日追加)	電子クーポンとして利用する場合は、1,000円未満のお買い物に利用できます。 紙クーポンとして利用する場合は、1,000円未満のお買い物に利用できません。1枚につき1,000円以上(税込)のお買い物に利用してください。						
55	ご署名欄には代表者の名前をまとめて記入してもいいですか。	不正利用防止のため、ひょうご旅クーポン券の署名欄には宿泊される方それぞれのお名前のご記入をお願いいたします。 ※小さなお子様など文字の記入が難しい場合は代筆をお願いいたします。						
56	複数の県を跨ぐ旅行の場合、ひょうご旅クーポンは宿泊する兵庫県内でしか使用できないのでしょうか。	その通りです。ひょうご旅クーポンは県により発行され、兵庫県内でのみ利用可能なものです。						
57	宿泊・旅行を取り消した場合(取消料100%)、ひょうご旅クーポンは利用してもよいのでしょうか。	<p>利用できません。ひょうご旅クーポンの返還が必要です。</p> <p>大原則として、旅行に実際に参加することで支援金は適用となります。100%の取消料を払っていても、旅行自体に参加していないためひょうご旅クーポンの利用はできず返還が必要となります。</p> <p>原則、連泊であっても宿泊初日にひょうご旅クーポンを配付いたします。減泊の場合は宿泊事業者、日帰り旅行の場合は旅行事業者に返還が必要です。</p>						

58	ひょうご旅クーポンの配付額が1,000円となる休日とはいつのことですか。	<p>平日と休日の定義は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。</li> <li>・日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="561 257 1109 392"> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水 (祝)</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> </table>		金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土	宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
	金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土																							
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日																							
日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日																							
59	ひょうご旅クーポンを利用した場合領収書の発行は可能ですか。(10月18日・3月15日更新)	各事業者にお問い合わせください。																														
60	3月13日以降旅行中のマスクの着用は必要ですか。(3月20日追加)	利用者の判断に委ねます。ただし宿泊施設・飲食店等が利用者に新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用を求めている場合がございます。																														